

個別施設計画

策定年月日	R4.4.1
-------	--------

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	気仙沼新城2号県職員寮		所管所属名称	職員厚生課	
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	知事部局職員宿舎
主要建物概要					
構造	軽量鉄骨造	用途	職員宿舎	建築日	2012/9/18
経過年数	10	耐用年数	27	目標使用年数	12
運営方式	委託	管理者名称	気仙沼地方振興事務所	全延床面積(㎡)	1235.52
所在地	気仙沼市東新城三丁目9				
2 計画期間					
計画期間は令和4年から令和13年までの10年間とする					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舎規則(平成16年宮城県規則12号)		必要性の有無	有	
業務内容	主に県北区域(気仙沼地方振興事務所の所管区域内)を勤務地とする職員が居住する宿舎				
必要性の判断理由	気仙沼区域は、他の圏域からの通勤に時間を要する地域であることから宿舎需要は高く、人事異動に係る赴任までの時間的制約等を考慮すると、職員の福利厚生目的に加え、円滑な人事異動、人事政策的な目的のための施設として、必要性は高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	「必要性の判断理由」のとおり、人事政策上、必要な宿舎と認められる。 当該宿舎は、東日本大震災の復旧・復興事業に係る中長期派遣職員用としての用途は終了するが、現在の宿舎需要から判断すると継続使用が必要と認められることから、解体せずに建築基準法上の仮設建築物から恒久的な建築物へと変更する手続きを行い、今後も使用を継続していく。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	震災後の復旧・復興事業を担う中長期派遣職員用の住宅不足に対応するために建設した仮設建築物であり、令和4年で築9年の比較的新しい宿舎である。そのため、計画修繕の予定はなく、施設の損傷については、監視保全に努め、小破修繕で随時対応してきている。 以上を踏まえ、建築基準法上の仮設建築物から恒久的な建築物へと変更する手続きを行ったうえ、今後も管理に関する基本的な方針に基づき、事後保全を継続し、維持管理を行っていく。				
6 対策内容、時期及び概算費用					
7 財源内訳					